三十二 第65条の7~第65条の9(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前		
(事務所等の建物及びその附	属設備の範囲)		(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)				
65 の 7(1) -17 措置法令第3	39条の7第2項 <u>及び第4</u>	<u>項</u> ······	65の7(1)-17 措置法令第	第39条の7第2項			
(福利厚生施設の範囲)			(福利厚生施設の範囲)				
65 の 7(1) -18 措置法令第:	39条の7第2項 <u>、第4項</u>	[及び第8項	65 の 7(1) -18 措置法令第	539条の7第2項			
(事務所等の建物の敷地の用	に供されている土地等の	意義)	(事務所等の建物の敷地の)	用に供されている土地等	の意義)		
65 の 7(1) -19 措置法第 65	条の7第1項の表の第1	号 <u>及び第5号</u>	65 の 7(1) -19 措置法第 6	5条の7第1項の表の第	1号		
(事務所等の建物 <u>又は特定施</u>			(事務所等の建物の敷地の)				
65 の 7(1) -20 措置法第 65	条の7第1項の表の第1	号 <u>及び第5号</u>	65 の 7(1) -20 措置法第 6	5条の7第1項の表の第	1 号		
•••							
同表の第9号の下欄に規	定する特定施設(以下「特別	特定施設」という。)の敷地					
の用に供される土地等につ	いても、同様とする。						
(事務所等の用とその他の用	に共用されている建物の	判定)	(事務所等の用とその他の)	用に共用されている建物	の判定)		
65 の 7(1) -21 措置法第 65			65 の 7(1) -21 一の建物が		· · · · · · · ·		
する建物について、一の建							
(注 1 ···································			(注 1 ···································				
2			2				
(特定施設の敷地の用に供さ	れる土地等の意義)		(新 設)				
<u>65 の 7 (1) -30 の 2</u> 措置法領	第 65 条の 7 第 1 項の表の	第9号の下欄の特定施設の					

改 後 改 前 正 正 敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時 において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の 用に供されることが確実であると認められるものをいう。 (ii) 特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものとは、 例えば、取得した土地等を特定施設の敷地の用に供することとする具体的な 計画があるものをいう。 (長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定) (新 設) **65 の 7(1) -30 の 3** 法人が取得した土地等の面積が措置法第 65 条の 7 第 1 項の 表の第9号の下欄に規定する300平方メートル以上であるかどうかの判定につ いては、次による。 (1) 当該土地等が2以上の者の共有とされるものである場合には、当該土地等 の総面積に当該法人の共有持分の割合を乗じて計算した面積を、当該法人が 取得した土地等の面積として判定する。 (2) 当該土地等が区分所有に係る特定施設の敷地の用に供されるものである場 合には、当該土地等の総面積に当該特定施設の専有部分の総床面積のうちに 当該法人の専有部分の床面積の占める割合を乗じて計算した面積を、当該法 人が取得した土地等の面積として判定する。 (特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等 (新 設) の面積の判定) 65の7(1)-30の4 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用 に供される土地等が措置法第65条の7第1項の表の第9号の下欄に規定する 面積の要件を満たしているかどうかの判定は、当該土地等の面積をそれぞれの 施設の床面積の比等の合理的な基準によってそれぞれの施設に対応する部分に

改	正	後	改	正	前			
区分し、特定施設に対応す	る部分について行う。							
<u> </u> 上記の土地等を区分す	る場合において、廊下、	階段、機械室その他共用さ						
れる部分(専ら特定施設	以外の施設の用に供され	る部分に係る廊下、階段等						
を除く。)は、特定施設	に対応する部分に含める	ことができる。						
(譲渡資産の譲渡に要する経	費の範囲)		(譲渡資産の譲渡に要する)	経費の範囲)				
65 o 7 (3) -5 ······			65 の 7 (3) -5 ···································					
(1) 譲渡に要した <u>あっせん</u>	手数料、謝礼		(1) 譲渡に要した <u>あっ旋</u>	手数料、謝礼				
(2)			(2)					
(3)			(3)					
(圧縮記帳をした資産につい	ての特別償却等の不適用])	(圧縮記帳をした資産につ	いての特別償却等の不適用	月)			
65 o 7 (3) -11 ······			65 の 7 (3) —11 ··································					
·····-措置法第 46	3 条 <u>及び第 46 条の 2</u>							
(事業の用に供しなかった買	換資産に係る特別償却等	()	(事業の用に供しなかった)	買換資産に係る特別償却等	等)			
65 O 7 (3) —12 ······			65 の 7 (3) —12 ···································					
	2条の5 <u>、第42条の6</u> 、	第 42 条の 9 <u>、</u> 第 42 条の 11 <u>、</u>	措置法第	42 条の 5 から第 42 条の	<u>7まで</u> 、第 42 条の 9 <u>から</u> 第			
第 43 条から <u>第 44 条まで、</u> 第	写 44 条の 3 から第 45 条o	の2まで及び第46条の3か	42 条の 11 <u>まで及び</u> 第 43	条から第 48 条まで <u>(措</u> 置	置法第 46 条から第 46 条の 3			
<u>ら</u> 第 48 条まで			<u>までを除く。)</u> ·····					
(1)			(1)					
(2) 措置法第46条の3から	5第 48 条まで		(2) <u>措置法第 46 条の 4</u> カ	ら第 48 条まで				
選 1			選 1					
2			2					

改	正	後	改	正	前			
(特別償却等を実施した先行	·取得資産についての圧網	宿記帳の不適用)	(特別償却等を実施した先	(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)				
65 Ø 7 (3) —13 ······			65 Ø 7 (3) —13 ··············					
	2条の5 <u>、第42条の6</u> 、	第 42 条の 9 <u>、</u> 第 42 条の 11、		42 条の 5 <u>から第 42 条</u> の	<u> 07まで</u> 、第 42 条の 9 <u>から</u> 第			
第 43 条から <u>第 44 条まで、</u>	第 44 条の 3 から第 45 条	の2まで及び <u>第 46 条の3</u> か	42条の11 <u>まで</u> 、第43条	€ から第 45 条の 2 まで及	び <u>第 46 条の 4</u> から第 48 条ま			
ら第 48 条まで			· ········					
(取得をする見込みである資	産に係る書類)		(取得をする見込みである	資産に係る書類)				
65 の 7 (4) -8 措置法規則第	322条の7第11項		65 の 7 (4) -8 措置法規則	第 22 条の 7 第 10 項				
(買換えの証明書の添付)			(買換えの証明書の添付)					
65 o 7 (5) -3 ······			65 Ø 7 (5) —3 ··············					
	第22条の7第4項から	第6項まで		則第 22 条の 7 第 3 項から	ら第5項まで			

三十三 第66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改	正	後	改正前					
第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例			第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例					
(発行済株式-払込未済株	(式)		(発行済株式-払込未済株式)					
66の5-1 措置法第66条	の5第10項	· <u>同条第 5 項第 1 号</u> ·	66 の 5-1 <u>措置法第 66 条の 5 第 9 項</u> ······ <u>同条第 4 項第 1 号</u> ···········					
	13 第 30 項	同条第 23 項						
(直接又は間接保有の株式	;)		(直接又は間接保有の株式)					

改 正 後	改正前					
66 の 5-2	66 の 5 - 2 ·································					
(実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 5-4 措置法令第 39 条の 13 第 12 項第 3 号 (同条第 30 項 (1) (2) (金銭債務の償還差損等) 66 の 5-5 (措置法第 66 条の 5 第 5 項第 1 号 (同条第 10 項) (同条第 5 項第 2 号 (同条第 10 項) (同条第 10 項) (同条第 10 項)	(実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 5-4 措置法令第 39 条の 13 第 11 項第 3 号 (同条第 29 項 (1) (2) (社債発行差金等) 66 の 5-5 措置法第 66 条の 5 第 4 項第 1 号 (同条第 9 項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
(短期の前払利息) 66 の 5 - 6 ·································	(短期の前払利息) 66 の 5 - 6 ·································					

Ţ.	ζ	正	後		改	正	前	
(=)				(2)				
66 Ø 5−8 ····	た負債の利子等) 		······· <u>同条第 10 項</u> ···	(原価に算入した負債の利子等) 66 の 5-8 ···································				
66 Ø 5-9 ····	た負債の利子等の調 <u>同条第 10 項</u>			66 Ø 5-9	、した負債の利子等の調 ······· <u>同条第9項</u> ······			
66の5-10 措	等及び資金供与者等 置法第 66 条の 5 第 5 		<u>10 項</u> ······ <u>同条</u>	66 の 5-10	ま主等及び資金供与者等I 措置法第 66 条の 5 第 4	こ対する負債) <u>項第4号(同条第9項</u>	······ <u>同条第</u>	
66 Ø 5-11 ···	取引等に係る資産の <u>同条第</u>			66 Ø 5-11	発先取引等に係る資産の 	帳簿価額の平均的な残高の <u>29 項</u>)意義)	
66の5-13 措	額の平均的な残高の 置法令第 39 条の 13		<u>項</u> ······	66 Ø 5-13	種価額の平均的な残高の 措置法令第 39 条の 13 g	意義) 第 18 項(<u>同条第 29 項</u>		

改	正	後		改	正	前
(総負債の範囲)			(総負債の軍	色囲)		
66の5-14 措置法令第39)条の13第23項第2号([司条第 30 項	66 の 5-14	措置法令第39	条の 13 第 22 項第 2 号	(同条第 29 項
(保険会社の総負債)			(保険会社 <i>0</i>	D総負債)		
66 の 5-15 ··································	…措置法令第 39 条の 13 第	23 項第 2 号 (同条第 30 項	66 の 5-15		·措置法令第 39 条の 13 1	第 22 項第 2 号 (同条第 29 項
(自己資本の額を計算する)	場合の総資産の帳簿価額及	び総負債の帳簿価額)	(自己資本の	D額を計算する場	場合の総資産の帳簿価額.	及び総負債の帳簿価額)
66の5-16 措置法令第39)条の13第23項	······· <u>同条第 30 項</u> ·······	66 の 5-16	措置法令第 39	条の 13 第 22 項	·········同条第 29 項········
······· <u>同条第 23 項</u> ······				条第 22 項·······		
(総資産の帳簿価額の平均]的な残高及び総負債の帳簿	簿価額の平均的な残高の意	(総資産の輸	長簿価額の平均6	的な残高及び総負債の帆	長簿価額の平均的な残高の意
義)			義)			
66の5-17 措置法令第39	9条の13第23項第1号…		66 の 5-17	措置法令第39	条の 13 第 22 項第 1 号…	
) 項同条第 :	23 項第 1 号			<u>頃</u> ·······同条第	5 22 項第 1 号······
同条第 30 項	····· <u>同条第 23 項第 2 号</u> ······		同条第 29	<u>項</u> ······	··· <u>同条第 22 項第 2 号</u> ····	
(注)			(注) · · · · · · ·			
(自己資本の額を計算する)	場合の資本金等の額)		(自己資本の	D額を計算する場	合の資本金等の額)	
66の5-18 措置法令第39	9条の13第23項(同条第:	30 項	66 の 5-18	措置法令第39	条の 13 第 22 項(同条第	<u> </u>
(外国法人の総資産の帳簿	価額の計算)		(外国法人の	D総資産の帳簿価	語額の計算)	
66の5-19 措置法令第39	9条の13第30項	······ <u>同条第 23 項</u> ······	66 の 5-19	措置法令第39	条の 13 第 29 項	········ <u>同条第 22 項</u> ········

三十四 第66条の5の2及び第66条の5の3(関連者等に係る純支払利子等の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条	その5の3 《関連者等に	係る純支払利子等の課税の特	(新 設)		
	<u>例》関係</u>				
<u>(発行済株式-払込未済株式</u>	<u>tt)</u>		(新 設)		
66の5の2-1 措置法第66	3条の5の2第2項第1	号の「発行済株式」には、そ			
の株式の払込み又は給付の	0金額(以下「払込金額	等」という。) の全部又は一			
部について払込み又は給付	寸(以下「払込み等」と	いう。) が行われていないも			
<u>のも含まれるものとする。</u>	_				
(直接又は間接保有の株式)	_		(新 設)		
66の5の2-2 措置法第66	3条の5の2第2項第1	号に規定する特殊の関係にあ			
るかどうかを判定する場合	うの直接又は間接に保有	する株式には、その払込金額			
等の全部又は一部について	て払込み等が行われてい	ないものが含まれるものとす			
<u>3.</u>					
(名義株がある場合の直接)	ては間接保有の株式)		(新 設)		
66の5の2-3 措置法第66	3条の5の2第2項第1	号に規定する特殊の関係の有			
無の判定において、名義は	*は、その実際の権利者	が保有するものとしてその判			
定を行うことに留意する。	_				
(実質的支配関係があるかと	ごうかの判定)		(新 設)		
		3号に規定する「その他これ	VIII BX/		
に類する事実」とは、例え					
		活動の基本となる工業所有権			

- 96	
6 -	

改	正	後	改	正	前
	権及び商標権をい	う。)、ノーハウ等に依存し			
てその事業活動を行っている	こと。				
(2) 一方の法人の役員の 2 分の	1以上又は代表する	る権限を有する役員が他方の			
法人によって実質的に決定さ	れていると認められ	れる事実があること <u>。</u>			
<u></u> 措置法令第 39 条の 13 の 2 3	第 10 項第2号に規	定する「その他これに類する			
事実」については、(1)又は(2)の	の「一方の法人」に	は「法人」と、「他方の法人」			
は「個人」と読み替えて適用	<u>する。</u>				
(金銭債務の償還差損等)			(新 設)		
<u>66 の 5 の 2-5</u> 措置法令第 39 条	の13の2第2項に	規定する「法人税法施行令第			
136 条の2第1項に規定する満	たない部分の金額」	のうち、同項の規定により			
損金の額に算入した額が、措置活	<u> </u>	第2項に規定する「関連者支			
払利子等の額」に含まれること	に留意する。				
(短期の前払利息)			(新 設)		
<u>66 の 5 の 2 - 6</u> 法人が、各事業年	F度において、措置	法第66条の5の2第2項に			
規定する関連者等(以下「関連	者等」という。)し	こ支払った支払利息のうち基			
本通達2-2-14 によりその3	支払った日の属する	る事業年度の損金の額に算入			
された前払利息の額は、同項に	規定する「関連者	支払利子等の額」に含まれる			
ことに留意する。					
(負債の利子の範囲)			(新 設)		
66 の 5 の 2-7 措置法第 66 条の	5の2第2項に規2	定する「負債の利子」には、			
次に掲げるようなものを含むこ	とに留意する。				
(1) 買掛金を手形によって支払	った場合において、	関連者等に対して当該手形			

改 後 改 前 ΤĒ 正 の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額 (2) 営業保証金、敷金その他これらに類する預り金の利子 (3) 金融機関の預金利息及び給付補塡備金繰入額(給付補塡備金繰入額に準ず る繰入額を含む。) (新 設) (原価に算入した支払利子等) **66 の 5 の 2-8** 法人が、関連者等に対する支払利子等(措置法第 66 条の 5 の 2 第2項に規定する支払利子等をいう。以下同じ。)の額につき固定資産その他 の資産の取得価額に算入した場合又は繰延資産として経理した場合であって も、当該事業年度において当該関連者等に支払うものは、同項に規定する「関 連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。 (原価に算入した支払利子等の調整) (新 設) 66の5の2-9 法人が、関連者等に対する支払利子等の額のうちに固定資産その 他の資産の取得価額又は繰延資産の金額(以下「固定資産の取得価額等」とい う。)に含めたため直接当該事業年度の損金の額に算入されていない部分の金 額(以下「原価算入額」という。)がある場合において、当該支払利子等の額 のうちに措置法第66条の5の2第1項の規定により損金の額に算入されない こととなった金額(以下「損金不算入額」という。)があるときは、当該事業 年度の確定申告書において、当該原価算入額のうち損金不算入額から成る部分 の金額を限度として、当該事業年度終了の時における固定資産の取得価額等を 減額することができるものとする。この場合において、当該原価算入額のうち 損金不算入額から成る部分の金額は、当該損金不算入額に、当該事業年度にお ける関連者等に対する支払利子等の額のうちに当該固定資産の取得価額等に含

まれている支払利子等の額の占める割合を乗じた金額とすることができる。

改 後 改 正 前 正 曲 この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度) にお いて決算上調整するものとする。 (経済的な性質が利子に準ずるもの) (新 設) **66 の 5 の 2-10** 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 2 項に規定する「経済的な性質が 支払う利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得 した場合において、損金の額に算入される調整差額(基本通達2-1-34の調 整差額で損金の額に算入される金額をいう。)が含まれることに留意する。 また、同条第15項に規定する「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるも の」には、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合において、 益金の額に算入される調整差額(同通達の調整差額で益金の額に算入される金 額をいう。)が含まれることに留意する。 (除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均的な残高の意義) (新 設) **66 の 5 の 2-11** 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 5 項に規定する「当該事業年度の 当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」 とは、例えば、同項に規定する除外対象特定債券現先取引等(以下「除外対象 特定債券現先取引等」という。) に係る負債の帳簿価額の日々の平均残高又は 各月末の平均残高等、その事業年度を通じた負債の帳簿価額の平均的な残高を いうものとする。 曲 その事業年度の開始の時及び終了の時における除外対象特定債券現先取引 等に係る負債の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法に より計算した金額」に該当しない。

1	
99	
- 1	

改	正	後		改	正	前
<u>(除外対象特定債券現先取引</u>	等に係る平均負債残高σ)計算方法 <u>)</u>	(新 設)			
66の5の2-12 措置法令第	39条の13の2第5項に	二規定する除外対象特定債券				
現先取引等に係る負債に係る	る平均負債残高は、例え	」ば、同一銘柄ごとに債券を				
区分し、債券現先取引及び野	見金担保付債券貸借取引	(措置法第66条の5第5項				
第8号に規定する債券現先	取引及び現金担保付債	券貸借取引をいう。以下同				
じ。) に係る借入金又は貸付	付金の月末残高のうちレ	ずれか少ない金額をもって				
除外対象特定債券現先取引	等に係る負債の月末残高	るとし、当該事業年度におけ				
る平均残高を除外対象特定の	債券現先取引等に係る負	負債に係る平均負債残高とし				
ても差し支えないものとする	<u>る。</u>					
(対応債券現先取引等に係る)	資産の帳簿価額の平均的	的な残高の意義)	(新 設)			
66の5の2-13 措置法令第	39条の13の2第6項に	二規定する「当該事業年度の				
当該資産の帳簿価額の平均的	的な残高として合理的な	た方法により計算した金額」				
とは、例えば、除外対象特別	定債券現先取引等に係る	同項に規定する対応債券現				
<u> </u>	見先取引等」という。) に	「係る資産の帳簿価額の日々」				
の平均残高又は各月末の平均	均残高等、その事業年度	でで通じた資産の帳簿価額の 				
平均的な残高をいうものと	<u>する。</u>					
<u> </u>	時及び終了の時における	対応債券現先取引等に係る				
資産の帳簿価額の平均額	は、「平均的な残高とし	て合理的な方法により計算				
した金額」に該当しない。	<u>) </u>					
(除外対象特定債券現先取引	等に係る支払利子等の額	の計算方法)	(新 設)			
66 の 5 の 2-14 措置法令第	39条の13の2第5項の)「除外対象特定債券現先取				
引等に係る支払利子等の額	」は、法人が除外対象特	持定債券現先取引等に係る負				
債に係る平均負債残高につい	いて 66 の 5 の 2 - 12 ほ	より計算している場合にあ				

改 改 前 正 後 正 っては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は 現金担保付債券貸借取引に係る支払利子等の額を合計し、その合計した金額に 次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該事業年 度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とす る。 (1) 66 の5の2-12 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券 貸借取引に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額 (2) 66 の5の2-12 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券 貸借取引に係る借入金の月末残高 (対応債券現先取引等に係る受取利子等の額の計算方法) (新 設) 66 の 5 の 2-15 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 16 項の「対応債券現先取引等に係 る受取利子等の額」は、法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る 平均負債残高について 66 の5の2-12 により計算している場合にあっては、 例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保 付債券貸借取引に係る受取利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の 金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該事業年度におけ るこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。 (1) 66 の5の2-12 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券 貸借取引に係る貸付金又は借入金の月末残高のうちいずれか少ない金額 (2) 66 の5の2-12 により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券 貸借取引に係る貸付金の月末残高 (新 設) (債券現先取引等に係る負債の帳簿価額及び資産の帳簿価額) **66 の 5 の 2-16** 措置法令第 39 条の 13 の 2 第 7 項の規定により、同条第 5 項に

改	Œ	後	改	正	前
規定する「負債の帳簿価額	額」及び同条第6項に規類	室する「資産の帳簿価額」は、			
<u>その会計帳簿に記載されているこれらの金額によるのであるから、税務計算上</u>					
の否認金があっても、当該否認金の額は、これらの額に関係させないことに留					
<u>意する。</u>					

三十五 第67条の4(転廃業助成金等に係る課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
(取壊し等に要する費用)			(取壊し等に要する費用)		
67 Ø 4-1 ······			67 Ø 4-1 ·····		
(1) 譲渡に要した <u>あっせん</u>	<u>手数料</u> 、謝礼		(1) 譲渡に要した <u>あっ旋手</u>	<u>数料</u> 、謝礼	
(2)			(2)		
(3)			(3)		

三十六 第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)関係

改	正	後	改	正	前
(基準所得金額の端数計算)			(基準所得金額の端数計算)		
68-2					
<u>100 分の 22</u> -			100 分の 26		

改	正	後	改正前
		(廃止)	第 68 条の5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関 係
		(廃 止)	(財産計算時) 68の5-1 措置法令第39条の36第1項に規定する財産計算時とは、年金信託契 約書に定められている収益計算期をいう。
		(廃止)	(特例適格退職年金契約に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法) 68 の 5-2 法第 84 条第 1 項に規定する退職年金業務等(法附則第 20 条に規定する適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を含む。以下「適格退職年金業務等」という。)を行う信託会社は、その有する各特例適格退職年金契約ごとにその契約に係る信託財産に属する有価証券について当該信託会社の固有財産に属する有価証券とは別個にその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を選定することに留意する。
		(廃止)	 (信託財産から控除する収益の分配額) 68の5-3 措置法令第39条の36第1項第3号に掲げる金額には、次のものが含まれる。 (1) 当該財産計算時において事業主に返還すべきものとして確定される返還額又は掛金充当額 (2) 今附則第16条第1項第8号に掲げる超過留保額の返還額又は掛金充当額
		(廃止)	(信託財産からの信託報酬の控除)

改	正	後	改	正	前
			第1項に規定する「最終の	財産計算時における第に係る信託報酬でその	財産の措置法令第 39 条の 36 1号及び第2号に掲げる金額 計算期間が当該信託財産計算
		(廃 止)	(共同委託契約に係る事業主 立金額の計算)	の一部が基金設立事業	主である場合の退職年金等積
				を計算する場合におい	て、特例適格退職年金契約が
			契約をいう。)であり、か	つ、当該契約の相手方	又は生命保険会社と締結する である一の事業主が厚生年金 いて「基金設立事業主」とい
			う。) であるときは、次に	よるものとする。	信託財産現在額又は同条第 2
			該基金設立事業主に係る	額とそれ以外の額とに	額をいう。以下同じ。) を当 区分し、それぞれについて年
				て得た金額の合計額を	は同条第2項第2号及び第3 当該共同委託契約に係る同条 て得た金額」とする
			(2) 当該基金設立事業主に	係る年金財産の額は、	適格退職年金業務等を行う法 前に到来した最終の信託財産
					金設立事業主が単独契約とな
			第 16 条第1項第9号ハ として計算される額とす	7, 2, 2	設立事業主に返還される金額

改	正	後	改	正	前
			額にマイナスとなるもの契約に係る措置法令第:	のがあるときは、そのっ 39 条の 36 第 1 項又は5	質とに区分して計算して得た金マイナスの金額は当該共同委託 第2項の金額の計算上通算する
		(廃 止)		的 の判定の基礎となる 通 業務等を行う法人の締約	 吉している特例適格退職年金契
			に該当するかどうかを判定	定する場合において、? 質等」は、当該法人の当	する課税特例適格退職年金契約 その判定の基礎となる同項第2 当該事業年度開始の日の直前1 等の額によるものとする。
		(廃 止)	は、当該事業年度開始の における厚生年金保険の被	目前の直近において社会 皮保険者全員の標準報酬 目前に到来した最終の何	イに規定する平均標準報酬額と 会保険庁が明らかにした3月末 州額の平均額をいうのであるか 言託財産計算時が当該平均額を こ留意する。

改	正	後		改	正	前
経過的取扱い(1)…平成23年	12月改正前の措置法等の	D適用がある場合)_	(新	設)		
平成 23 年 12 月改正法令	(経済社会の構造の変化	とに対応した税制の構築を図				
るための所得税法等の一部	を改正する法律(平成2	3 年法律第 114 号)、租税特	:			
別措置法施行令の一部を改	正する政令 (平成 23 年)	政令第 383 号) 及び租税特別				
#置法施行規則の一部を改	正する省令(平成 23 年	財務省令第89号)をいう。				
以下同じ。)による改正前	の措置法、措置法令及び	〆措置法規則(平成 23 年 12	1			
月改正法令の附則により読	み替えて適用される改正	E前の措置法、措置法令及び				
昔置法規則を含む。) の規	定の適用を受ける場合の	D取扱いについては、この法	<u>:</u>			
令解釈通達による改正前の	租税特別措置法関係通過	達(法人税編)の取扱いの例				
による。 <u></u>						
経過的取扱い(2)…平成24年	3月改正前の措置法等の	D適用がある場合)_	(新	設)		
改正法令(租税特別措置)	去等の一部を改正する法	律(平成 24 年法律第 16 号)、				
且税特別措置法施行令の一	部を改正する政令 (平成	24 年政令第 105 号) 及び租				
说特別措置法施行規則の一	部を改正する省令(平原	戈 24 年財務省令第 30 号)を				
ハう。以下同じ。)による	改正前の措置法、措置法	よ令及び措置法規則(改正法				
冷の附則により読み替えて	適用される改正前の措置	置法、措置法令及び措置法規				
則を含む。)の規定の適用	を受ける場合の取扱いに	こついては、この法令解釈通				
達による改正前の租税特別	措置法関係诵達(法人利	急編)の取扱いの例による 。				